

平成26年11月25日

(一社) 富山県産業廃棄物協会 御中

富山県生活環境文化部環境保全課

カドミウム及びその化合物の排水基準の改正について

日頃から本県の環境保全行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
このたび、下記のとおり、水質汚濁防止法の、カドミウム及びその化合物の排水基準が改正されましたので、お知らせします。

つきましては、関係資料を送付しますので、会員の方への周知についてご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、県のホームページにも掲載しておりますことを申し添えます。

(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/kj00013260.html)

記

1 改正の内容

改正前 0.1mg/L ⇒ 改正後 0.03mg/L

2 施行期日

平成26年12月1日

3 経過措置

平成26年11月30日時点で、既に水質汚濁防止法で定める特定施設を設置（設置の工事をしているものを含む。）している工場・事業場については、平成27年5月31日までは、改正前の排水基準（0.1mg/L）が適用されます。

また、一部の業種に属する工場・事業場については、暫定排水基準が適用されます。（詳細は、別紙1のとおり）

4 その他

これに伴う、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正については、平成26年11月県議会で審議される予定です。

【事務担当】

水質保全係 中村

TEL：076-444-3146

FAX：076-444-3481

Email：akankyohozen@pref.toyama.lg.jp

平成26年11月

水質汚濁防止法の特定施設を設置する事業者の方へ

－ 水質汚濁防止法の排水基準の改正について －

このたび、水質汚濁防止法で定める、カドミウムに係る排水基準が改正され、平成26年12月1日から適用されます。

関係の事業者におかれましては、下記事項にご留意のうえ、対応に万全を期していただくようお願いいたします。

1 排水基準の改正

項目	改正前	改正後
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L	0.03 mg/L

※排水量に関わらず、すべての特定事業場に適用されます。

2 既設の特定事業場への適用猶予

平成26年11月30日において既に特定施設を設置（設置の工事を行っているものを含む。）している特定事業場については、平成27年5月31日までの間は、改正前の排水基準（0.1 mg/L）が適用されます。

3 暫定排水基準

次の4業種に属する特定事業場については、次のとおり、暫定排水基準が適用されます。

業種	暫定排水基準	適用期間
金属鉱業	0.08 mg/L	平成28年11月30日まで
非鉄金属第1次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）	0.09 mg/L	平成29年11月30日まで
非鉄金属第2次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）		
溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）	0.1 mg/L	平成28年11月30日まで

4 県条例に基づく上乗せ基準

上記2又は3の適用期間内であっても、1日当たりの平均的な排出水の量が10,000 m³以上の工場・事業場については、次のとおりの排水基準が適用されます。

1日当たりの平均的な排出水の量	排水基準	2の猶予期間又は 3の暫定排水基準適用期間終了後
10,000 m ³ 以上 50,000 m ³ 未満	0.05 mg/L	0.03 mg/L
50,000 m ³ 以上 100,000 m ³ 未満	0.03 mg/L	
100,000 m ³ 以上	0.01 mg/L	0.01 mg/L